

08 文部科学省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 官庁
1015010	幼稚園教員資格認定試験と保育士試験の整理統合【新資格試験の創設、試験日の統一】		<p>①「幼稚園教員資格認定試験第一次試験」と「保育士試験」を兼ねた新資格試験を創設すべく、試験科目・内容、出題形式を整理統合し、一度の受験ですむようにする</p> <p>②前述①に伴ない、「幼稚園教員資格認定試験第二次試験」の内容等を見直す</p> <p>③幼稚園教員資格取得を志す者は、第一次試験合格後、別途の日時に幼稚園教員資格認定第二次試験を受験する</p> <p>④過渡的措置として、既に幼稚園教員の資格を有する者で保育士資格取得を志す者は、現行の保育士試験を受験する</p> <p>⑤過渡的措置として、既に保育士の資格を保有する者で幼稚園教員資格取得を志す者については、現行の幼稚園教員資格認定試験第一次試験は免除し、第二次試験を受験させる</p>	<p>保育士の仕事と幼稚園教員の仕事は、その性格内容は自ずから異なるものの、子どもの成長過程からすれば、ここまでする保育、ここから先が幼稚園教育と一線を画することは難しい。昨今の幼保一体教育ニーズに対応するには、同一人物が両資格を保有していることが望ましい。そのためには、両資格試験の整理統合(新資格試験の創設)と実施日の統一が、受験生にとっては便利である。もちろん、本措置は、保育士資格のみを希望する者に、幼稚園教員の資格取得を強制するものではないし、幼稚園教員資格認定試験の質的レベルダウンをもたらすものでもない。また、過渡的措置として、第一次試験を免除しても、第二次試験合格が必須であるから、幼稚園教員のレベルダウンをもたらすものでもない。本人の自由選択も残されており、総じて必要かつ妥当な措置である。</p>		社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	東京都	文部科学省 厚生労働省
1041010	幼保一元化施設における管理の弾力化		<p>幼稚園と保育所の合同活動を目的とした一元化施設においては、学校教育法第5条で設置者以外行うことができないとされている幼稚園部分の管理を、保育所部分と併せて一体的に管理させることができることとする。</p>	<p>幼稚園児と保育所児の合同活動事業などの幼保一元と連携に関する一連の特例措置が、平成17年5月13日から全国展開されたことにより、全国の自治体においても、住民ニーズへの対応と行政運営の効率化といった両面から、幼保一元化の導入と施設の設置・整備が数多く行われているところである。</p> <p>あわら市においても、全国展開前の構造改革特区の認定を受けて、平成17年4月から一部の地区に幼保一元化施設として「幼児園」を設置し、幼稚園児と保育所児の合同活動事業を実施している。一方、他の地区では、先行地区の状況を見ながら順次幼保一元化を進めていくこととしており、現時点では旧来の幼稚園と保育所をそれぞれ運営している状況である。併せて先行地区以外の地区では、指定管理者制度を活用した保育所の民間委託を進めており、現在3園が社会福祉法人により管理運営され、一定の成果を上げている。</p> <p>あわら市としては、今後も、保育所の民間委託を念頭に置きながら、幼保一元化を進めることとしているが、そのためには幼保一元化施設である幼児園についても指定管理者制度を導入していく必要があると考えている。</p> <p>しかしながら、学校教育法第5条では、学校の管理は設置者以外行うことができないとされており、幼保一元化施設の幼稚園部分についてもこれが適用されることから、現在は幼児園への指定管理者制度の導入ができない。</p> <p>このため、幼保一元化施設においては、指定管理者制度の導入による民間活力の活用と行政コストの削減等を目的に、本規制の緩和と弾力的運用を提案するものである。</p>		あわら市	福井県	文部科学省
1084050	エリート育成特区		<p>通学区域規制の緩和(学校教育法施行令)、独自の授業カリキュラムの制定(学校教育法施行規則及び、小学校学習指導要領)等の規制を緩和する事により今回、目的とする公立小学校での特別教育を行う。</p>	<p>本提案では初等教育過程における英才児童の発掘とその教育カリキュラムの促進を目的とした、新しい形態の公立学校を提唱する。</p> <p>新学習指導要領の評価基盤としての「学力向上フロンティアスクール制度」により発展させて形として、公教育でのエリート育成を行う。概要は最初に横浜市にて、他地域の一部学校にて施行されている児童に合わせた独自の授業カリキュラムの制定や、既に横浜市で実践されている教員のフリーエージェント制度、教員引き抜き制度を併用することによって実現する。その後、同じ教員FA制度が採用されている京都市に、最終的には全国主要都市にて実施する。早期に高い知能を獲得する児童への学力評価としては、文部科学省が指定した既存の科目以外に、IQテストによる学習知能の測定を小学校就学時に全国一斉で実施することで、他の公立学校との差別化を図り、私立学校に準ずる、ひいてはそれより高い水準の公教育が期待される。また、都市部に優秀な児童が集中しているとも限らないため、測定結果が優秀であった児童に対しては、各都道府県教育委員会の定める通学地域の指定を免除する。</p> <p>教育制度の変革はその結果が直ぐには顕在化しないことでその評価が揺らぐものの、地域の連帯によって持続的に教育制度を維持し、10年後、20年後に当該地域ないし日本の社会、経済、科学技術、文化に貢献する人材の育成を目指す。</p>		個人	東京都	文部科学省

08 文部科学省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 官庁
1068010	離島における高等学校の教職員定数の 充実		<p>「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に定められている教職員定数の標準の変更、もしくは離島における特殊事情を考慮した離島枠を設置し、離島の高校において適切な教員数を確保できる制度とする。具体的には、離島の小規模校において以下の措置を要望する。</p> <p>①本土並みの選択科目の開設に必要な教員の配置、②養護教諭の配置、③習熟度別指導教員の配置、④進路指導担当の配置、⑤図書館司書の配置、⑥実習助手の配置、⑦寄宿舎舎監定数の加算</p>	<p>・隠岐島前地域には島前高校が唯一の高校で、他の高校へ通学は地理的に不可能である。</p> <p>・もともと島前高校は、小規模校のため教員定数が少なく、物理が受けられない、図書館司書も配置されていないなど、本土に比べて教育環境の格差が存在している。</p> <p>・近年島前高校は、少子化の影響を受け入学人数は減り(H15年度入学者52名⇒H20年度28名)、全学年1クラスになった。それに伴い教職員数が8名減り、教員数は15名(校長、教頭、養護を含む)となったが、大規模校とほぼ変わらない校務分掌を日直宿直の舎監も含めて行っている。</p> <p>・また入学時点で学力別、進路別で生徒が選別される本土の高校とは違い、学力差が非常に大きく、進路も多岐に渡る生徒を一つのクラス内に抱え、学習塾や予備校などの教育機関がない中、少ない教員数で実現していかなければならない。</p> <p>・そのため常時多忙を極め、本土の一般高校並みに教員が授業や生徒に向き合える環境を作るには最低20名の教員が必要である。</p> <p>・さらに離島のため統合する他の高校もなく、今後も生徒数の減少が予想されているため、島前高校の存続が危ぶまれている。</p> <p>・この危機を高校改革のチャンスと捉え、コース制の導入など離島においても安心して教育を受けられる体制づくりを計画しており、人員確保が必要である。</p> <p>・標準法は各学校の収容定員を基礎として県全体の教員総数を算定する制度であるが、これまで県全体の教員数から捻出し離島への配慮してきたが、県内学校が小規模校化し県の総枠が減少する中、財政悪化も加わり配慮に限界が生じているので、算定基準を変更し適切な教員数が配置されるよう制度変更が必要である。</p>		島根県立隠岐島前高等学校の魅力化と永遠の発展の会 ワーキンググループ事務局	島根県	文部科学省
1052010	日本の通信制高校が海外在住外国人を 生徒として受け入れることを可能とす る。		<p>下線部を追加する (学校教育法施行令第24条) 法第五十四条第三項の政令で定める高等学校の通信制の課程(法第四条第一項に規定する通信制の課程をいう。以下同じ。)は、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、他の二以上の都道府県の区域内に住所を有する者又は外国に住所を有する者を併せて生徒とするものとする。</p>	<p>【具体的事業の実施内容】 日本の通信制高校が、海外に在住する外国人を海外にいながらにして自らの生徒として受け入れる。</p> <p>【提案理由】 世界の留学生交流は拡大傾向にある。平成15年の220万人が、平成37年には700万人を超えるという推計がある。こうした中、各国は留学生政策を戦略的に展開しており、高等教育を輸出産業として捉える傾向も存在する。我が国高等教育機関の留学生受入れ数は、平成17年に12万人を超えたものの、米国57万人、英国32万人、ドイツ25万人、フランス25万人、オーストラリア15万人に比して、立ち遅れていると言わざるを得ない。このため政府はこのたび「留学生30万人計画」を発表した。諸外国に比して我が国の留学生獲得が立ち遅れている背景のひとつに、国際公用語である英語と我が国だけで通用する日本語との差が考えられる。日本の通信制高校が、海外に在住する外国人を海外にいながらにして自らの生徒として受け入れること(以下、「通信制高校による外国人受入れ」という)は、外国人の若者による日本への理解・共感が促進されること、日本のスクーリング地(スクーリングは日本で行う)の振興に寄与することなどのメリットがあるばかりでない。外国人の若者が中等教育段階で日本語を習得することにより、我が国高等教育機関への留学の誘引を高め、留学生数拡大が期待できる。しかし、現行法令(学校教育法第54条第3項、学校教育法施行令第24条)の解釈上、通信制高校による外国人受入れはできないとされている。今日ではこの規制に意義があるとは思えない。むしろこの規制によって我が国は機会損失をしていると思われる。通信制高校による外国人受入れ(=中等教育の輸出)を我が国の高等教育機関への留学生拡大のための戦略に位置づける効果は大きいからである。</p>		株式会社ルネサンス・アカデミー	東京都	文部科学省
1074010	社会教育に関する権限の区長への移管		<p>地方自治法第180条の8(学校に関することを除く) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号、第14号(学校に関することを除く) 文化財保護法・社会教育法・図書館法中、 教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。</p>	<p>教育委員会の職務権限のうち、①社会教育 ②文化財保護 ③社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化財に関する施策を一層推進する。</p> <p>提案理由 千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化財保護に関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。</p> <p>社会教育、文化財関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。</p>		千代田区	東京都	総務省 文部科学省

08 文部科学省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 官庁
1061010	社会教育に関する権限の移譲		社会教育事務のすべてを市長が管理・執行できるよう、措置を求めるものである。	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定により、市長が「スポーツ・文化に関する事務」を条例の定めるところにより管理・執行することができるものとされたところである。</p> <p>本市においては、市民が生きがいのある充実した人生を送るために、自ら学び自己を高め、さらにはその成果を活かしたいという要求に対応できるよう、生涯学習の向上に向け、推進体制の充実に取り組んでいるところである。</p> <p>生涯学習は、社会教育の一環に留まらず、広義的なまちづくりの要素として捉える必要があると認識している。現在、本市においては、「生涯学習部」を事業ごとに、市長と教育委員会の2つの執行機関が担当しているところであり、社会教育分野すべての内容の移管が可能となれば、市長において一元化し、事務を実施したいと考えている。</p> <p>したがって、同法第23条第12号の「青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。」の規定及び社会教育法第5条の「市町村の教育委員会の事務」の規定について、市長が実施できるよう措置を求めるものである。</p>		大東市	大阪府	総務省 文部科学省
1072010	地方独立行政法人による博物館設置・運営の実現		<p>現行の法制度では地方独立行政法人が博物館を設置・運営することはできない。国の博物館等では既に独立行政法人制度が導入され、入館者の増加やサービスの向上など一定の成果をあげている。地方においても基幹業務の継続性を確保し、より柔軟かつ効果的な運営を実現するため、地方独立行政法人による博物館の設置運営が地域の実情に即して選択可能となるよう、必要な措置を求める。</p> <p>併せて、地方独立行政法人が博物館法に定める設置主体として認められ、同法人が設置・運営する施設が博物館として登録可能となるよう、必要な措置を求める。</p>	<p>本市が設置している博物館群において、運営に不可欠である基幹業務の公共性・継続性を確保しつつ、事業の透明性を高め、自主性を発揮することで、魅力ある事業をより効果的に実施するためには、地方独法制度が有効であり、併せて博物館群を一体的に運営することによって連携・集積効果を引出し、指定管理者制度では実現が困難な、質の高いサービスを提供したい。</p> <p>本件については、平成18年10月にも同趣旨の提案を行ったが、文部科学省において、博物館制度全体の在り方に関する検討を行っており、それを踏まえ法改正について具体的な検討を行うとのことで、対応不可であった。</p> <p>本市は、次の状況や別添の理由から、地方独法制度活用の早期実現が従前にも増して必要と考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年の地方独法に係る国会審議では、地方独立行政法人の業務範囲を順次拡充していくことや、「公共的な施設」である博物館の業務を対象・列挙することについては、今後の検討課題とされた。 ・文部科学省設置の検討協力者会議及び中央教育審議会生涯学習分科会制度問題小委員会では、地方独立行政法人の博物館を認めることは有意義であるとの見解を示している。 ・今回の博物館法改正では、その審議の過程で、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮することや、登録制度の見直しに向けた検討を進めることなどの附帯決議が行われた。 ・全国博物館大会は、公立博物館においても独法制度を適用できるようにすべきであるとの決議を2年連続で行っている。 <p>従って、地方独立行政法人による博物館設置・運営について、国における具体の検討を経て、早期実現が図られるよう、今回、再提案を行うものである。</p>		大阪市	大阪府	総務省 文部科学省
1067010	学校の「課程又は学科」単位での設置者変更制度の導入		<p>現行学校教育法で認められている設置学校の全部又は一部を他の学校法人に移譲できる設置者変更制度形態に加え、教育活動及び学校運営における配慮が確保可能ならば、設置学校の「課程又は学科」を他の学校法人の設置する学校に移譲できる設置者変更制度を新たに導入すべきである。</p>	<p>現行の学校法人の分離の形態(設置者変更)の規定は、各法人が設置する「学校単位」での、新設分離又は吸収分離である。この場合の設置者変更は、変更規模(歴史文化・運営規模等)の相互合意の事項が多く存在するので、変更に関わる障害が高く、また、各学校が所有する優れた部分も失ってしまう可能性があるため、相互の法人が合意に至る例は少ない。</p> <p>そこで、課程・学科など小規模的単位に設置者変更が可能になれば、少子化等の原因による学校経営の困難な時代にもかかわらず、学校は、各々の伝統、特色そして得意分野を維持しながら、より迅速に学校再編が可能になり、次のメリットが生じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各学校の再生救済が活発になる。 ② 各学校の得意分野を更に生かせ、各学校の独立性と永続性が保たれ、学生保護と学校収益の確保が達成される。 ③ 学校経営のスリム化や健全性が確保される。 ④ 学科の移設により、必要最小限度の学科の廃止や学科の設置等に留められ、事務作業効率の向上に繋がる。 <p>昨今の各学校は、一部の学校を除き、入学定員を充足している学科がある一方、未充足学科も存在し、充足学科が未充足学科の運営を救済しながら学校運営を支えているのが実状である。</p> <p>本条項の最大目的は、学校法人の再生救済と考えられる。その目的を達成する過程の一として、学校の課程・学科単位での設置者変更の導入を図られたい。</p>		学校法人新潟福祉医療学園、学校法人エイシンカレッジ	新潟県	文部科学省

08 文部科学省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 官庁
1046010	医学部入学定員要件の緩和		「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日)の内容を踏まえ、人口に比して国公立大学医学部等の定員が少ない県に対して、定員の暫定的な調整を容認し、現定員とは別枠の定員を認める。	<p>(実施内容)</p> <p>県が養成するべき地医療従事者を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。</p> <p>具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事者を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。</p> <p>なお、本県の2次保健医療圏では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすことになり、増員した医師は当該圏域の医療機関へ派遣する。</p> <p>(提案理由)</p> <p>平成16年の人口100万人当たりの医学部定員は全国平均59.7人に対して本県は35.8人(全国41位)と非常に低位にあり、本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。</p>		兵庫県	兵庫県	文部科学省 厚生労働省
1046020	医学部入学定員要件の緩和		新医師確保総合対策での大学医学部定員増の基準を2次保健医療圏毎に算定し、基準を満たす地域に新たに派遣する医師については、現定員とは別枠の定員を認める。	<p>(実施内容)</p> <p>県が養成するべき地医療従事者を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。</p> <p>具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事者を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。</p> <p>なお、本県の2次保健医療圏では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすことになり、増員した医師は当該圏域の医療機関へ派遣する。</p> <p>(提案理由)</p> <p>本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。</p>		兵庫県	兵庫県	文部科学省 厚生労働省
1075010	医学部の繰り上げ卒業制度の創設		<p>実質的に医学部の全てのカリキュラムを修了したと大学が認める者に対しては、学校教育法第89条のうち、「(第87条第2項に規定する課程に在学するものを除く。)」を適用しない。</p> <p>これにより、東北大学医学部における「特別進級者」のように、修業年限が満了する前に全てのカリキュラムを修了した者が卒業時期を繰り上げることが可能とする。</p>	<p>東北大学医学部では、他大学で一般教養の単位を取得してから入学した者を対象に、上の学年の単位を先取りできる「特別進級制度」がある。このため、最短で5年で臨床実習を含めた所要の単位を修得し、通常の医学部6年生と同等の知識を身につけることができる学生がいる。</p> <p>しかし、法律で医学部の修業年限が6年間と定められているため、全ての課程を修了しているのに卒業認定が受けられない者が毎年数名発生している。彼らは医師国家試験の受験資格を得るためにだけに1年間余分に大学に在籍することとなり、医師になるのが遅くなっている。</p> <p>彼らが1年間早く医師免許を取得して地域医療に貢献することを可能とするため、医学部でも修業年限を繰り上げて卒業を可能にすることを提案する。</p> <p>「医学教育には6年間必要ではないか」という懸念があることは承知している。医師には豊かな知識と高い人間性の両面が必要であることは理解しているが、上で掲げたとおり、5年間で全課程を修了できる高い能力を有する学生の存在や、東北大学では導入していないが学士入学制度によって医学部を4年間で卒業した後に医師となり活躍している者の存在からこの懸念は既に払拭されている。</p> <p>また最近、医学部の定員増が決まったが、新入生が医師となるのは最短で6年後である。この制度を早急に導入し、現に卒業だけを待っている者が1年でも早く医師となって社会貢献ができるよう、制度を改正いただきたい。努力しだいで卒業を早めることができるようになれば、医学生生のモチベーションも大いに高まるうえ、医学部の回転が早まるために医師養成数の増加にもつながることから、医師養成にとって極めて有効な手段であると考え。</p>		東北大学医学部 医学科特別進級 生一同	宮城県	文部科学省

08 文部科学省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 官庁
1021010	獣医師養成系大学の立地の偏在を是正し、教育の機会均等を確保するため、地域を限った大学獣医学部の設置の許可		平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	<p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>都市再生機構、今治市及び愛媛県が行う今治新都市開発整備事業により整備した高次都市機能用地に、学校法人が「獣医師養成系大学を設置することで、獣医師を志望する四国や西日本の高校生の教育機会を高めるとともに、将来の四国ブロックにおける獣医師の不足を緩和し、大学を核とした地域再生を果たしたい。</p> <p>(提案理由)</p> <p>獣医学部(科)は、これまで約40年間新設されておらず、全国930人の定員の内、西日本には国公立大学の165人しか割り当てがなく、四国には1つも獣医学部がない。このため、四国の高校生が獣医師を志望する場合は、遠隔地の大学に進学を余儀なくされ、経済的な負担も嵩むことから、東日本の高校生に比べ不利な状況にあることがアンケートで確認された。また、四国に獣医師養成系大学がないことは、農林水産省が昨年5月に公表した「獣医師の需給に関する検討会報告書」で四国は産業系、小動物系とも将来の需要に対する供給が不足するとされた要因になっていると考えられる。そうした中で、現在、文部科学省が定員増を規制している獣医学部の設置を今治市において認めて頂ければ、教育の機会均等に寄与するとともに、地域の再生を図ることが可能になる。懸念されている定員増に伴う獣医師の質の低下についても全国的な規制緩和でなく特区での限定的な定員増であればあまり影響はないものと考えられるし、地元獣医学部があることで、新興の動物の伝染病等に迅速かつ専門的な対応が可能になるとともに、動物医療の推進や高次医療の展開に貢献できる。今治市及び愛媛県は、大学誘致で教育の機会均等と地域再生を図り、将来の四国地域における獣医師の需給の均衡に寄与する特区を提案する。</p>		愛媛県、今治市	愛媛県	文部科学省 農林水産省
1003010	道州制北海道スタンダード歳入徴収金回収プロジェクト		<p>始めに、滞納者は税を始め給食費、公営住宅料、水道料等も滞納している多重債務者が多く、滞納者の納付意識は民間債務を優先とし、町債務への支払意識は低く、とりわけ町外に転出すると「逃げ得」の意識が強くなっている。</p> <p>1. 現行法における町歳入徴収金の滞納処分手法は債権により、次の2区分となっている。</p> <p>①税債権は自力執行権により町が執行機関として実施 ②私債権は自力執行権がなく、執行機関の裁判所へ訴えの提起。</p> <p>2. これを、町歳入徴収金には、それぞれ①と②の手法を与え、二刀流とし滞納者の状況により町が滞納処分の手法を自由に選択できるよう改正を提案します。</p> <p>【具体的に対象とする債権名】 ①強制徴収公債権名：道町民税、法人町民税、入湯税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、長寿医療保険料、保育所保育料、水道料、下水道受益者負担金 ②非強制徴収公債権名：水道料、給食費、町営住宅使用料、し尿及び取り手料、幼稚園保育料 【法の整備】共通法と個別法に滞納処分の二刀流手法を明文化</p>	<p>税との多重債務が多いが、例としては次のとおりです。</p> <p>1. 現在、下水道料と水道料の賦課は別で有るも、事務の効率化と納付者の利便上、納付書は1枚で発行している。</p> <p>2. 現行法では滞納が発生すると、次の滞納処分をしている。 【下水道料は①の自力執行権で預貯金調査をし差押え】、【水道料は②により裁判所へ訴えの提起】をしている。</p> <p>3. 結果、①と②によりそれぞれの滞納処分に必要な事務をすることは時間と費用で非常に効率が悪く、かつ、滞納者も困惑しながら訴訟のみ納付し、下水道分は納付することなく滞納が続いています。原因は税(預貯金口座調査の限界と金融機関費用増加)をなめるも、裁判は怖い。</p> <p>4. これを解消し、町歳入徴収金の早期回収と事務の合理化や効率的に進めるとともに、町財源と住民の公平感の確保を図るため提案するものです。</p>		新得町	北海道	総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 環境省
1074020	文化財保護に関する権限の区長への移管		地方自治法第180条の8(学校に関することを除く) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号、第14号(学校に関することを除く) 文化財保護法・社会教育法・図書館法中、 教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	<p>教育委員会の職務権限のうち、①社会教育 ②文化財保護 ③社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化財に関する施策を一層推進する。</p> <p>提案理由 千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化財保護に関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。 しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。 社会教育、文化財関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。</p>		千代田区	東京都	総務省 文部科学省

08 文部科学省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 官庁
1013010	種子島の南種子町において、祭礼の保存に使用する火縄銃について、現代製作されている火縄銃を使用できるよう関係法令の一部改定		現状の銃砲刀剣類所持等取締法では、現代において製作されている火縄銃は古式銃として認められていないことから、例えば、イタリアのベデルソリ社が製作している「Tomonobu Teppou」など、純粋に火縄銃の構造のみを持つ銃を古式銃に準ずるものとして認定し、南種子町での祭礼の保存において通常の古式銃と同様に使用できるように、関係法令の一部改定を要望する。	<p>平成12年度から14年度にかけ、国土庁(現 国土交通省)離島振興課の「離島地域における多自然居住整備方策に関する調査」が実施され、その一環として行われた、「対馬・隠岐・種子島の三島交流事業」において、島興し人材育成事業として、調査事業を国から委託された地域交流センターのスタッフである水昭仁氏(当時、現(社)東京自治研究センター研究員)がコーディネーターとなり、種子島の住民有志で「種子島のマスタープラン作成」に取り組んだ。そのプランの一つとして、鉄砲伝来の地であることを活かした地域活性化方策として、火縄銃のより安全な試射のため、今回の提案に至った。</p> <p>南種子町は鉄砲伝来の地として、ロケット打ち上げ基地のある町として知られているが、昨今の観光客減少等によって経済が衰退しつつある。観光客を増加させるためには、南種子町の特徴である火縄銃をより安全に取り扱い、観光客などの見学に供することで大きな効果が見込める。</p> <p>南種子町で鉄砲伝来の祭礼等を行う際には、祭礼の保存会の会員達が古式銃を空砲発射しているが、古式銃の安全検査は行っているものの、古式銃の総合的な安全性には不安が大きくなりつつもある。</p> <p>古式銃は製造されて後の年月が数十年以上となっており、危険も考えられることから、現代の技術で製造された火縄銃を祭礼の保存などに利用することで、係員の安全がより確実なものになると考えられる。</p> <p>古式銃である火縄銃と同じ構造のみを持つ火縄銃を監督官庁に届け出る事等で、古式銃に準ずるものとして、銃砲刀剣類所持等取締法等を一部改定し、祭礼の保存においては、係員が従来の古式銃と同じように取り扱うことが出来るようにされたい。</p>		種子島U・ターン サポートセンター	鹿児島県	警察庁 文部科学省